

滋賀応援基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄附金を滋賀応援基金として積み立てるため、滋賀応援基金条例（平成20年滋賀県条例第81号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀応援基金は、滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として次に掲げる事業の推進を図るために設置するものとします。（第1条関係）

ア 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業

イ アに掲げるもののほか、滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業

(2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。

滋賀応援基金条例新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として<u>滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業の推進を図るため、滋賀応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 滋賀県を応援しようとする個人または団体から受領した寄附金の適正な管理および運用を行い、これを財源として<u>次に掲げる事業の推進を図るため、滋賀応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、滋賀の魅力ある地域づくりに資する事業</u></p> <p>第2条以下 省略</p>